

共同金融事業の実施体制

金融事業運営上の留意点

組合の行う金融事業は、従来、ともすると信用力の乏しい組合員が市中では資金調達ができなくなった場合や、金融がタイトになった局面で初めて存在意義をもつといった面がないではありませんでした。しかし、組合の金融事業は共同の力で組合員のために金融機能をもつ組織を構築しようとするものですから、決して市中の金融機関を補完するだけが、その役割ではありません。組合は組合員のために、最も有利で安定した資金供給のパイプとしての機能を果たすことが求められております。

したがって、組合は金融に行き詰った組合員から相談を受けて初めて腰をあげるといような受身の姿勢ではなく、資金需要の発掘を含む積極的な事業活動が望まれます。特に、近年、わが国の金融構造は大きく変化し、金融機関をめぐる環境はかつてない厳しい様相を呈していることは周知のところ。組合が受身の姿勢で組合員からの資金需要に応じている限り、事業としての進展は期し難いでしょう。また、それでは組合員の金融取引を改善し、経営の合理化、近代化に資することはできません。

ところで、今後、組合が積極的な事業活動を展開する上で、留意しなければならぬ点をあげると次のようなことがあります。

□組織機構や制度の整備

組合金融事業といっても、事業の内容は銀行の行なう貸付業務と基本的には大差ありません。銀行ほどとまではいなくても、しっかりととした機構と制度を整える必要があります。

□広く組合員に利用してもらう

金融事業は組合が自らの利益のために行うのではなく、広く組合員に利用してもらうためのものですから、組合員のニーズを十分汲み入れ、事業運営や貸付条件など

も組合員にとって魅力あるものにするのが大切です。

□運営は公明正大に

組合の共同事業は、組合員のために行うものですから、金融事業の運営も組合員に対し公明正大でなければなりませんし、会計面では他の共同事業と分離し明確にすることが必要でしょう。

□信用調査能力をつける

組合が信用調査についての知識や経験を深めてくると、単に組合員の借入申込に対し、融資の可否を判断するために調査をするというだけでなく、組合員の事業や財務上の問題点をつかみ、それをどう改善すべきかが分かるようになります。組合が経営上の助言、指導まで行う力をもってきますと、組合への信頼が高まるばかりでなく、その過程で様々な資金需要を発掘することが可能となつてきます。

□不測事態への対応

貸付先の行き詰まりなど不測の事態に適切に対応するためには、法的、実務的知識を養っておくとともに、日頃から債権保全措置をおろそかにしない心構えをもつことが肝要です。

□他の事業も行なう

組合は金融事業のみでなく、できるだけ他の事業もあわせて行なうことによって、共同の力が発揮できることとなります。

ちなみに、千葉県では、金融事業のみを行う協同組合等の設立の認可申請は認められません。

金融事業体制の整備

組合が金融事業を円滑に運営していくためには、まず、組合内部の体制を整備することが必要です。特に組合の金融事業は通常、その原資のほとんどを金融機関からの借入金に依存するわけですから、これを伸ばしていくには金融機関の信頼を勝ち得ることが大切です。そのためにも内部体制の整備、すなわち運用の基準を明確にするための「制度」づくりと公平的確かつ効率的に運営するための「機構」づくりが必要となります。

もちろん、内部体制は組合の規模の大小、地区の広狭、金融事業の規模、内容の如何などによって異なつてきますが、ここでは典型的な体制を概観することにします。

□制度の確立

金融事業の種類と範囲について

は組合法では、次のように定めています。

①組合員に対する事業資金の貸付（手形の割引を含む。）及び組合員のためにするその借入（第9条の2第1項第2号）②定款で定める金融機関に対して組合員の負担する債務を保証し、又はその金融機関の委任を受けて行うその債権の取立て（第9条の2第10項）

したがって、組合の金融事業は組合法で定められた2つの事業の範囲内で行なう場合に認められるということになり、例えば貸付は、組合員がその事業を行うために必要な資金に限られ、生活資金や他人への転貸資金を貸付けることはできません。当然借入は組合員に対する事業資金の貸付と併せてのみ行うことが認められております。また、債務の保証と債権の取立については定款で定めている金融機関に対してのみ認められています。

ところで、このような金融事業を行おうとする場合は、次のような運用基準について検討する必要があります。

▼定款 ▼金融事業規約

▼金融委員会規約

▼借入金額の最高限度

▼1組合員に対する貸付（割引）
または1組合員のためにする債務保証の金額の最高限度

▼金融事業規程

組合の行う事業は、組合の組織運営の基本的な規則である定款の絶対的必要記載事項ですから、まず定款で金融事業の種類を定めなければなりません。したがって、定款に金融事業の定めがない既存の組合が新たに金融事業を行うおとす場合は、定款の変更手続きを要します。又、金融事業の実施細則については、通常、規約や規程を設けて、これに譲るということとなります。そして、これらに基づき金融事業に着手する場合は、総会において借入金額の最高限度、1組合員に対する貸付や債務保証金額の最高限度を決めるとともに、当該年度の事業計画と収支予算を決議する必要があります。

以上が金融事業の運用基準となるものですが、ここでは特に重要な規約や規程の中に盛り込む項目について述べます。これは組合の規模や金融事業の内容などによつ

て異なりますが、通常、「金融事業規約」には、目的、原資の調達方法、貸付基準（金利、期間、担保、保証人等）、借入申込手続、貸付決定方法、条件変更手続などについて定められます。

なお、規約と規程の違いについては、両者はとかく混同されがちで、その区分は必ずしも明確でないのが現実ですが、両者には次のような違いがあります。

すなわち、規約は組合員の権利義務に直接影響を与える事項について規定するもので、この設定、改廃は総会の議決を必要とします。これに対し、規程は組合員の権利義務に直接影響を及ぼすことのない、たとえば、権利委譲、帳簿組織などの業務運営、事業遂行に関する事項を定め、その設定、改廃は理事会で決めるということとなります。

□機構の整備

これまで述べたように、金融事業に関する運用の基準が定款や規約、規程によって確立すると、それに基づき組合は具体的な年度間の事業計画をたて、総会の承認を得て、金融事業に着手することになります。

その場合、事業計画を実施するための個々の方針や計画は理事会が決定し、それを代表理事が執行することになります。代表理事のもとには、通常、借入申込の受付に始まり、調査、貸付実行、債権の保全、回収などの一連の事務を処理する機関として事務局がおかれます。さらに、金融事業の円滑かつ適正な運用を期すため、金融委員会が理事会の諮問機関として設置されます。

金融事業に関する執行方針や実施計画の決定は理事会が行い、これに基づいて代表理事が業務を遂行することはご承知のとおりです。

ところが、代表理事を初め組合の役員は多くの場合、組合員の中から選ばれますので、それぞれ自分の事業をもち組合の業務に専念するわけにはいきません。そこで共同事業を行うに当たっては、事業の処理をする事務局の役割が重要です。特に、金融事業については権限と責任を明確にしたうえで、代表理事、常勤理事、事務局長などに権限を分散委譲して、事務局内に稟議制度と検証制度を取り入れながら事務処理の円滑化を図る必要があります。